

仕 様 書

1 件名

令和8年度国立劇場構内で使用するガスの調達

2 需要場所

東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場構内

3 仕様

- (1) ガスの種類 都市ガス 13A
- (2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）による。
- (3) 供給圧力 中圧及び低圧
- (4) 対象メーター 別表参照

4 契約予定ガス使用量

- (1) 契約最大時間流量 180 m³/h

※契約最大時間流量とは、契約期間における1時間当たりの最大の使用予定量をいう。

- (2) 契約期間予定使用量 51,566 m³

※契約期間予定使用量とは、契約で定める契約期間の予定月別使用量の合計量をいう。

- (3) 予定月別使用量

(単位：m³)

年 月	使用量（合計）	使用量（中圧）	使用量（低圧）
令和8年 4月	480	30	450
令和8年 5月	973	0	973
令和8年 6月	3,171	0	3,171
令和8年 7月	6,263	0	6,263
令和8年 8月	6,497	0	6,497
令和8年 9月	5,182	0	5,182
令和8年10月	1,436	0	1,436
令和8年11月	4,527	3,449	1,078
令和8年12月	10,996	7,926	3,070
令和9年 1月	4,787	3,619	1,168
令和9年 2月	4,411	3,323	1,088
令和9年 3月	2,843	1,929	914
合 計	51,566	20,276	31,290

(4) 契約期間引取量 36,096 m³

※契約期間引取量とは、契約で定める契約期間の最低引取量をいう。

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。(12ヶ月間)

6 使用量の測定方法

- (1) 一般ガス導管事業者が設置したガスメーターにより計量を行うものとする。
- (2) 計量期間は、原則毎月1日から当該月の末日までとする(末日検針)。

7 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところによりガス小機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。また、ガス工作物の保安責任はガス事業法に定めるところにより一般ガス導管事業者が負うものとする。
- (2) 供給者は、ガス小売事業に関する保安業務の適正かつ円滑な遂行を図るために必要な保安管理体制を整えること。
- (3) 緊急時において連絡窓口としての役割を果たすため、独立行政法人日本芸術文化振興会及び一般ガス導管事業者との連絡体制を確立すること。

8 料金

- (1) 供給者は、原則として入札書の内訳書(任意様式)で示した算出方法と同じ方法により、月毎の請求金額を算出し、請求すること。
- (2) 原料費料金は、供給者の約款や供給条件等に定める原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

(別表)

対象ガスメーター

設置場所等	供給 圧力	ガスメーター		
		供給地点特定設置場所番号	型号	能力
事務棟（冷暖房）	低圧	00100010008470030	NSP30	40
分室	低圧	00100010008470055	NBP16	16
演芸場（冷暖房）	低圧	00100010008470063	NSP30	40
演芸場	低圧	00100010008470071	NSP30	40
本館職員食堂	低圧	00100010008470097	NSP30	40
本館地下一階	中圧	00100014135761030	RMBP400	400
本館地下一階機械室	低圧	00100010008480013	NSP30	40
伝統芸能情報館（冷暖房）	低圧	00100016378141051	NSP50	65